

許可番号 03811005439

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県今治市喜田村五丁目15番1号

氏名 有限会社きたむら運送

代表取締役 海野尾 武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県今治保健所長 岡田 克俊



許可の年月日

令和5年 8月17日

許可の有効年月日

令和10年 7月10日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含む。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、動物系固形不要物
以上15種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は

保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
(所在地) 愛媛県今治市郷桜井二丁目8番25号

(面積) 合計 9.6 m²

①2.15 m² ②2.15 m² ③2.15 m² ④2.15 m² ⑤1.0 m²

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

①廃プラスチック類、②紙くず、③金属くず、④「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、⑤「廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」等の混合物（水銀使用製品産業廃棄物）」
以上4種類

(積替えのための保管上限) 合計 6.0 m³

①1.5 m³ ②1.5 m³ ③1.5 m³ ④1.5 m³ ⑤0.003 m³

(裏面に続く)

(裏 面)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	昭和 56 年 1月 24 日
○更新許可 (許可期限付きに切替)	昭和 63 年 7月 11 日
○更新許可	平成 5 年 7月 11 日
○更新許可	平成 10 年 7月 11 日
○更新許可	平成 15 年 7月 11 日
○更新許可	平成 20 年 7月 15 日
○更新許可	平成 25 年 7月 11 日
○更新許可	平成 30 年 8月 29 日
○変更許可 (動物のふん尿、動物系固形不要物の追加)	令和 2 年 4月 2 日
○更新許可	令和 5 年 8月 17 日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有・無

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有・無